



Building a better  
working world

# 独立した第三者保証報告書

2022年6月24日

株式会社野村総合研究所  
代表取締役会長 兼 社長  
此本 臣吾 殿

EY新日本有限責任監査法人  
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

業務責任者 沢味 健司

当法人は、株式会社野村総合研究所(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した「ESGデータブック2022の環境情報開示および社会情報開示」(以下、「レポート」という。)に記載されている2021年4月1日から2022年3月31日までを対象とする会社及び主要子会社、横浜総合センター(横浜野村ビル)の重要な環境情報および社会情報(以下、「指標」という。)について限定的保証業務を実施した。保証の対象とし、手続を実施した指標については、レポートの該当箇所にマーク(√)を付した。

## 1. 会社の責任

会社は、日本の環境法令等に準拠した基準([https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/sustainability/evaluations/FY2021\\_Scope\\_of\\_Data\\_Collection\\_and\\_Method\\_of\\_Calculation.pdf](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/sustainability/evaluations/FY2021_Scope_of_Data_Collection_and_Method_of_Calculation.pdf))に従いレポートに記載されている指標を算定する責任を負っている。なお、温室効果ガスの排出量の算定には、排出係数を用いており、当該排出係数の基となる科学的知識が確立されておらず、また、温室効果ガス排出量の算定の過程で使用される測定装置固有の機能上の特質及びパラメータの推定的特質から固有の不確実性の影響下にある。

## 2. 当法人の独立性と品質管理

当法人は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、「職業会計士に対する倫理規程(Code of Ethics for Professional Accountants)」(国際会計士倫理基準審議会<sup>1</sup>)に定める独立性を遵守した。また当法人は、「国際品質管理基準第1号(International Standard on Quality Control 1)」(国際監査・保証基準審議会<sup>2</sup>)に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

## 3. 当法人の責任

当法人の責任は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、レポートに記載されている指標に対する限定的保証の結論を表明することにある。当法人は、「国際保証業務基準3000(改訂)過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務(Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information)」(国際監査・保証基準審議会<sup>2</sup>)及び温室効果ガス報告に関しては、「国際保証業務基準3410 温室効果ガス報告に対する保証業務(Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements)」(国際監査・保証基準審議会<sup>2</sup>)に準拠し、限定的保証業務を実施した。

当法人の実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、文書の閲覧、分析的手続、レポートに記載されている指標の基礎となる記録との一致であり、以下を含んでいる。

- ・ 日本の環境法令等に準拠した基準に関する質問及び適切性の評価
- ・ レポートに記載されている指標に関する内部統制の整備状況に関する本社及びデータセンター(2か所)、横浜総合センターにおける質問、資料の閲覧
- ・ レポートに記載されている指標に対する本社及びデータセンター(2か所)、横浜総合センターにおける分析的手続の実施
- ・ レポートに記載されている指標に対する本社及びデータセンター(2か所)、横浜総合センターにおける試験による根拠資料との照合、再計算

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、当法人が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

## 4. 結論

当法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、レポートに記載されている指標が日本の環境法令等に準拠した基準に従って算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上

\*1 International Ethics Standards Board for Accountants

\*2 International Auditing and Assurance Standards Board